

平成29年11月市議会建設水道委員会資料

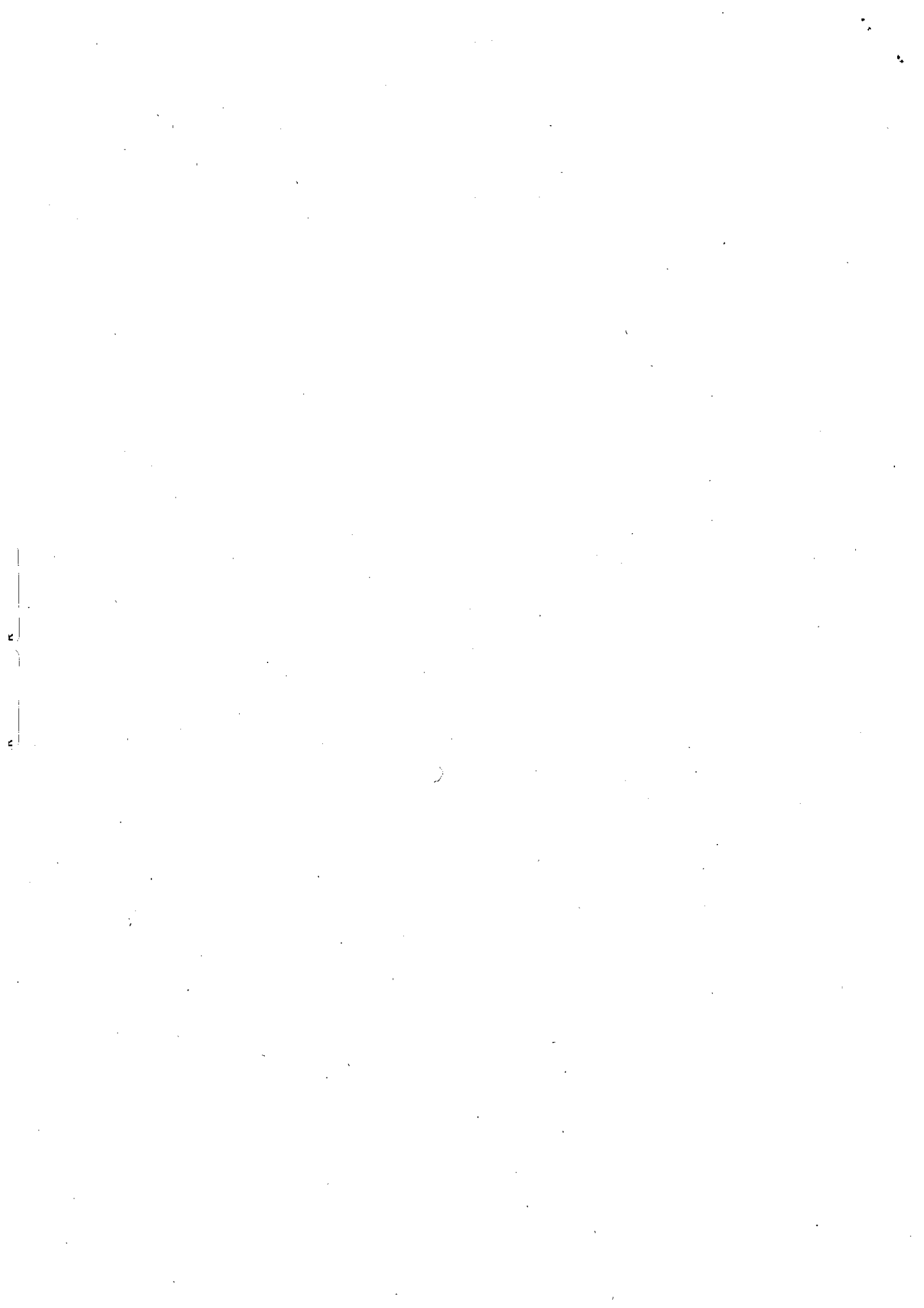
第119号議案 平成29年度長崎市水道事業
会計補正予算（第2号）

第120号議案 平成29年度長崎市下水道事業
会計補正予算（第1号）

目次	ページ
1 電子調達システム負担金について	1～5
2 企業職員等の人事・給与制度の見直し 等に伴う補正について（水道事業会計）	6～7
3 企業職員の人事・給与制度の見直し等 に伴う補正について（下水道事業会計）	8～14
4 第119号議案 水道事業会計補正予算（第2号）総括表	15～16
5 第120号議案 下水道事業会計補正予算（第1号）総括表	17～18

上下水道局

平成29年11月



1 電子調達システム負担金について

(1) 概要

入札制度において、行政サテライト機能再編成に伴う地区別発注、最低制限価格率の設定方法及び1億5千万円以上の工事案件の落札制限等を見直すため、一般会計において電子調達システムの改修費用を補正予算として計上することから、同システムを利用する上下水道局（水道事業会計、下水道事業会計）においても、上下水道局負担分について、一般会計同様に補正予算の計上を行い、負担金を支出しようとするもの。

(2) 負担金に係る事業内容等

ア 電子調達システムの改修内容（一般会計事業費：5,016千円）

(ア) 行政サテライト機能再編成に伴う地区別発注の見直し

現在、市内を2地域（北西・南東）に区分して行っている制限付一般競争入札（2,000万円未満）及び合併した旧町地区で行っている指名競争入札（1,000万円以下）について、平成29年10月の行政サテライト機能再編成の実施を踏まえて、緊急時の対応が円滑に行えるよう地域に精通した建設業者の育成を図るため、新たに設置した総合事務所の区域ごとの入札へ見直す。

【見直し内容】

- | | |
|--------|---|
| a 対象金額 | 予定価格5,000万円以下 |
| b 発注方法 | 工種ごとに発注基準（ランク）に応じて発注 |
| c 区域区分 | 総合事務所の区域。（別紙1）
ただし、中央総合事務所は業者数・発注件数とも多いため、さらに北西部（地域整備1課）と南東部（地域整備2課）の区域に分ける。 |
| d 発注件数 | 地区間の公平性を確保するため、発注率（地区別の1業者当りの発注件数）が一番低い地区に合わせて発注件数を割り出し発注数を決定。
それ以外は全市発注。 |

※発注率＝地区別発注件数／地区別業者数

(イ) 最低制限価格率の設定方法の見直し

現在、最低制限価格については、入札参加者の入札額の合計額を基に算定した額と、最低制限価格率（建設工事：89%～91%）の範囲内の入札最高額の低い方で決定しているが、最低制限価格率の範囲内での入札者が1者でもいれば、最低制限価格率の上限と予定価格の範囲内に入札者がいても落札することができないため、最低制限価格率の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて設定する方法に見直す。（別紙2）

(ウ) 1億5千万円以上の工事案件の落札制限の見直し

受注の偏りを防ぎ、幅広い業者への受注機会を確保することを目的として、高額案件については工種を問わず金額のみで一律に落札制限を設けているが、技術者が異なる土木系と建築系の工種を考慮した落札制限に見直す。

【現状】

条 件	制 限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月



【見直し後】

条 件	制 限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	<u>同一系工種において</u> 、1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月

※共同企業体（JV）の場合、按分額が1.5億円未満の場合3か月

（エ）特定建設工事共同企業体（JV）の発注基準の見直し

大規模で難易度の高い建設工事の確実で円滑な施工を図るために設けている発注基準を過去の実績等を踏まえて見直す。

【現状】

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	1.5億円～5億円	3億円～7億円
3者	5億円以上	7億円以上



【見直し後】

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	3億円以上6億円未満	4億円以上8億円未満
3者	6億円以上	8億円以上

イ 実施時期 平成30年4月（予定）

ウ 補正予算額 水道事業会計 873千円 下水道事業会計 632千円

【予算内訳】

（単位：千円）

一般会計事業費	電子調達システム負担金（負担割合30%）		
	合計	水道事業会計 （58%）	下水道事業会計 （42%）
5,016	1,505	873	632

※上下水道局の負担割合30%は「長崎市電子調達システムに係る費用負担に関する協定書」による。また、水道事業会計と下水道事業会計間の負担割合は平成27年度建設工事・コンサルタント件数及び物品調達等契約件数に基づき算出。

(3) 財源内訳

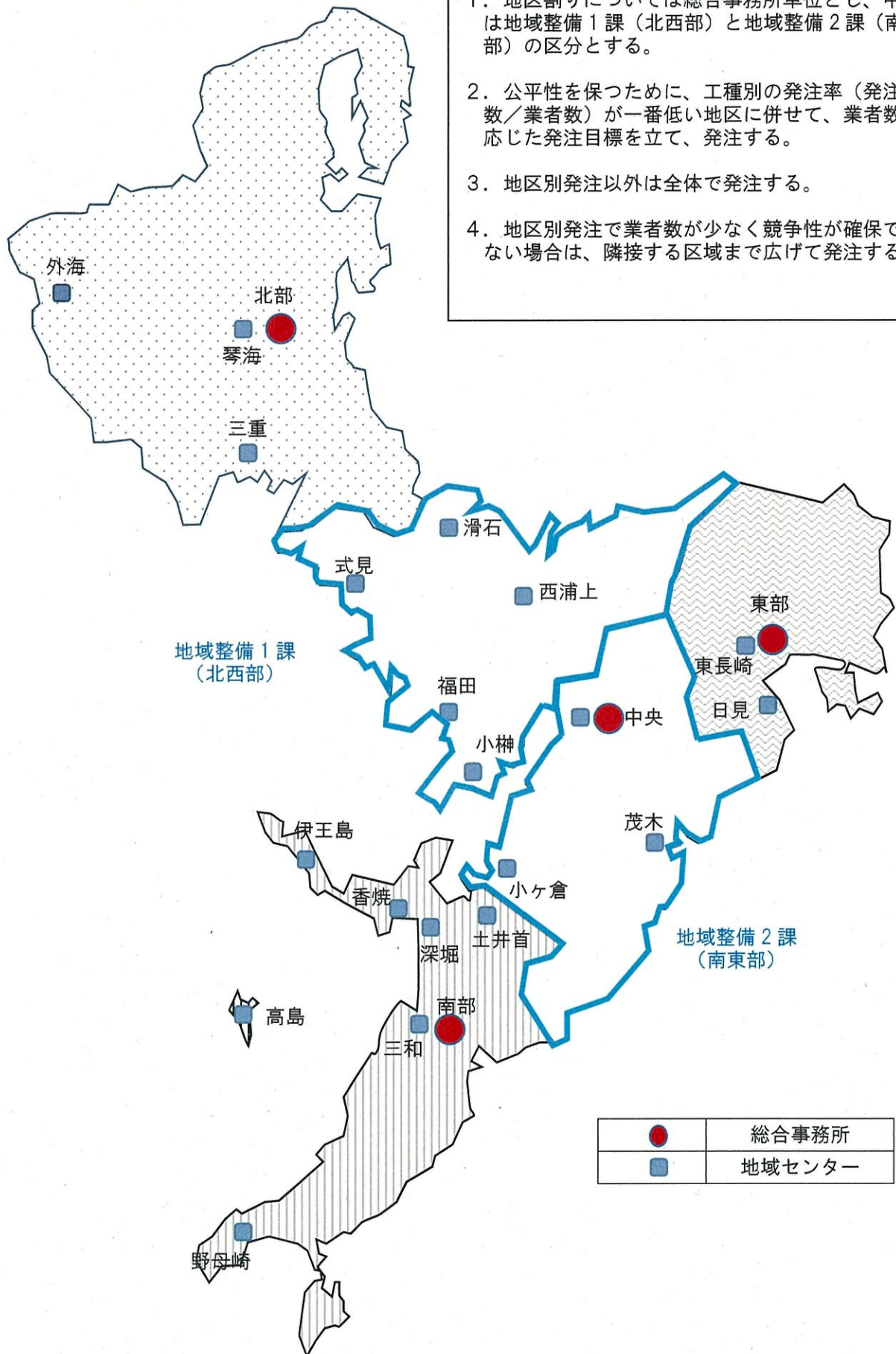
(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳			
			国庫補助金	出資金	その他	自己資金
補正額	水道事業 会 計	873	-	-	-	873
	下水道事業 会 計	632	-	-	-	632
	合 計	1,505	-	-	-	1,505

別紙 1

制限付一般競争入札の地区割り

1. 地区割りについては総合事務所単位とし、中央は地域整備1課（北西部）と地域整備2課（南東部）の区分とする。
2. 公平性を保つために、工種別の発注率（発注件数／業者数）が一番低い地区に併せて、業者数に応じた発注目標を立て、発注する。
3. 地区別発注以外は全体で発注する。
4. 地区別発注で業者数が少なく競争性が確保できない場合は、隣接する区域まで広げて発注する。



●	総合事務所
■	地域センター

※参考 最低制限価格の設定方法

○現行

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
	A
91%	
	C
	D
89%	
	E

【現在の設定方法】

最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、最低制限価格①と最低制限価格②を比較し、低いほうが最低制限価格。

【最低制限価格①】

下限価格から予定価格までの範囲内での有効な入札の合計額を201で割り、さらにその余りを100で割った数値を最低制限価格率の下限に加えて変動率を決定し、予定価格を乗じて最低制限価格を算出。

【最低制限価格②】

最低制限価格率の範囲内で一番高い入札額

← ①入札額より算出した変動式の最低制限価格

← ②最低制限価格率内での最高額入札額

①、②のどちらか低い方が最低制限価格

このケースの場合は、②が最低制限価格となり、Bの業者が落札する。Aの業者が落札することはない。



○見直し後

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
	A ←落札
91%	
	B
	C
	D
89%	
	E

【見直し後の設定方法】

予定価格の最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて、最低制限価格を設定。

← ランダム係数を用いて設定した最低制限価格

このケースの場合は、Aの業者が落札する。

※入札が不調となった場合は、再度入札を行う。

2 企業職員等の人事・給与制度の見直し等に伴う補正について（水道事業会計）

（1）補正の概要

長崎市における人事・給与制度全体を見直し、現在の総人件費の枠内における配分の見直しにより、（1）若年層と高齢層における給与格差の是正、（2）医療職及び現業職の給与水準の引き上げ、（3）職務・職責に応じた人事・給与制度の見直しを行うため、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を予定している。

これらの見直しのうち、査定昇給制度の見直しについては、平成30年1月1日から実施予定としていることから、企業職員についても同様の見直しを行うため、所要額の補正を行うとともに、併せて、職員数の変動等により生じた所要額の調整を行おうとするもの。

ア 人事・給与制度の見直し（補正予算に係るもの）

（ア）査定昇給制度の見直し

a 査定昇給号数の見直し

査定昇給号数を12号給から16号給に見直す。

b 査定昇給の実施時期の見直し

行政職：高卒勤続27年目（大卒勤続21年目）で実施する査定昇給2号給を、勤続5年目に実施する査定昇給へ統合する。

現業職：勤続11年目で実施する査定昇給4号給を勤続8年目で実施する。

（イ）在職者の給料の調整

見直し後の制度の適用を受ける職員との均衡を図るため、在職者については、見直し後の制度において査定昇給を受けたものとして再計算を行う。

（ウ）実施日 平成30年1月1日

イ 職員数の変動

当初予算において見込んでいた再任用職員の配置ができなかったため正規職員を配置したことによる職員数の増減

区分	予算人員	増減	補正後人員
正規職員	182人	1人	183人
再任用職員	16人	△1人	15人

ウ 法定福利費の増

共済組合の短期給付事業に必要な事業主の負担率が、当初予算の見込みを上回ったことによる共済組合負担金の増

区 分	予算負担率	確定負担率
短期負担率	53.00/1000	55.06/1000
介護負担率	6.48/1000	6.87/1000

(2) 補正額

(単位：千円)

区 分	給 料	手 当	法 定 福 利 費	合 計
人事・給与制度の見直しに伴う増 (査定昇給制度の見直し)	1,068	37	—	1,105
職員数の変動に伴う増	228	442	237	907
法定福利費の増	—	—	2,833	2,833
水道事業 補正額計	1,296	479	3,070	4,845

3 企業職員の人事・給与制度の見直し等に伴う補正について（下水道事業会計）

（1）補正の概要

長崎市における人事・給与制度全体を見直し、現在の総人件費の枠内における配分の見直しにより、（1）若年層と高齢層における給与格差の是正、（2）医療職及び現業職の給与水準の引き上げ、（3）職務・職責に応じた人事・給与制度の見直しを行うため、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を予定している。

これらの見直しのうち、査定昇給制度の見直しについては、平成30年1月1日から実施予定としていることから、企業職員についても同様の見直しを行うため、所要額の補正を行うとともに、併せて、職員数の変動等により生じた所要額の調整を行おうとするもの。

ア 人事・給与制度の見直し（補正予算に係るもの）

（ア）査定昇給制度の見直し

a 査定昇給号数の見直し

査定昇給号数を12号給から16号給に見直す。

b 査定昇給の実施時期の見直し

行政職：高卒勤続27年目（大卒勤続21年目）で実施する査定昇給2号給を、勤続5年目に実施する査定昇給へ統合する。

現業職：勤続11年目で実施する査定昇給4号給を勤続8年目で実施する。

（イ）在職者の給料の調整

見直し後の制度の適用を受ける職員との均衡を図るため、在職者については、見直し後の制度において査定昇給を受けたものとして再計算を行う。

（ウ）実施日 平成30年1月1日

イ 職員数の変動

当初予算において見込んでいた職員の配置ができなかったこと及び福岡県朝倉市への派遣等による職員数の増減

区 分	予算人員	増 減	補正後人員
正 規 職 員	87 人	△2 人	85 人
再任用職員	12 人	△2 人	10 人
嘱託員	6 人	2 人	8 人

ウ 法定福利費の増

共済組合の短期給付事業に必要な事業主の負担率が、当初予算の見込みを上回ったことによる共済組合負担金の増

区 分	予算負担率	確定負担率
短期負担率	53.00/1000	55.06/1000
介護負担率	6.48/1000	6.87/1000

(2) 補正額

(単位：千円)

区 分	給 料	手 当	法 定 福 利 費	合 計
人事・給与制度の見直しに伴う増 (査定昇給制度の見直し)	634	22	—	656
職員数の変動に伴う減	△3,738	△2,057	△1,231	△7,026
法定福利費の増	—	—	1,286	1,286
下水道事業 補正額計	△3,104	△2,035	55	△5,084

【参考】人事・給与制度の見直し等の概要（企業職員に係るもの）

(1) 若年層と高齢層における給与格差の是正

ア 査定昇給制度の見直し

(ア) 査定昇給号数の見直し

査定昇給号数を12号給から16号給に見直す。

(イ) 査定昇給の実施時期の見直し

行政職：高卒勤続27年目（大卒勤続21年目）で実施する査定昇給2号給を、勤続5年目に実施する査定昇給へ統合する。

現業職：勤続11年目で実施する査定昇給4号給を勤続8年目で実施する。

企業職給料表（1）

給料表	学歴 昇給号数	高校卒		短大卒		大学卒	
		実施時期	モデル 年齢	実施時期	モデル 年齢	実施時期	モデル 年齢
企業職（一）	4号給 【統合】2号給	勤続5年目	22歳	勤続5年目	24歳	勤続5年目	26歳
	【追加】4号給	3級以上 勤続13年目	30歳	3級以上 勤続11年目	30歳	3級以上 勤続8年目	29歳
	4号給	勤続16年目	33歳	勤続14年目	33歳	勤続11年目	32歳
	4号給	勤続21年目	38歳	勤続18年目	37歳	勤続15年目	36歳
	【統合】2号給	勤続27年目	44歳	勤続24年目	43歳	勤続21年目	42歳

企業職給料表（2）

給料表	学歴 昇給号数	中学卒		高校卒	
		実施時期	モデル 年齢	実施時期	モデル 年齢
企業職（二）	4号給	勤続5年目	19歳	勤続5年目	22歳
	4号給	勤続8年目	22歳	勤続8年目	25歳
		勤続11年目	25歳	勤続11年目	28歳
	【追加】4号給	勤続16年目	30歳	勤続13年目	30歳
4号給	勤続19年目	33歳	勤続16年目	33歳	

(2) 給与水準の引き上げ

ア 在級年数の見直し

(ア) 上下水道企業職給料表(2)の適用を受ける職員については、4級の昇格基準を「3級在級15年以上」から「経験年数25年以上かつ3級61号給以上」に見直す。

(イ) 上下水道企業職給料表(1)の適用を受ける職員については、高校卒の職員に係る3級の在級年数を1年短縮し、9年から8年に見直す。

(3) 職務・職責に応じた人事・給与制度の見直し

ア 職務の見直し(別表参照)

(ア) 主査の職務の廃止

(イ) 困難な業務を行う職務の廃止

5級～8級の係長、課長及び次長等の困難な業務を行う職務を廃止する。

(ウ) 主幹の職務の級の見直し

5級及び6級に区分している主幹の職務を、6級に見直す。

(エ) 専門職等の職務の新設

新たな職として、課長補佐、主任、専門職(専門官・上席専門官)の職務を新設する。

職名	職務・職責	配置基準
課長補佐	課長の補佐として、課内全般における業務の進行管理から連絡調整まで、幅広く課内業務に携わる役割を担う。 また、課長の補佐として、職員の管理監督業務を行う。	原則、2人以上の係長が配置され、かつ係員が10人以上いる課に配置する。 原則、1つの課に複数の課長補佐は配置しない。
主任	係内の一職員として、担当業務は持つこととなるが、合わせて係内の業務遂行を円滑に推進する役割を担う。 なお、職員の管理監督業務は行わない。	原則、係長を除いた係員5人以上の係に配置する。 原則、1つの係に複数の主任は配置しない。
上席専門官	専門官として身につけた、特に高度な専門能力を活かし、係内の一職員として担当業務を行う。 なお、職員への当該業務に対する助言は行うが、職員の管理監督業務は行わない。	特に高度な知識を蓄積して貢献できる人材が必要な所属に配置する。
専門官	専門性の高い分野において、専門能力を活かし、係内の一職員として担当業務を行う。 なお、職員への当該業務に対する助言は行うが、職員の管理監督業務は行わない。	知識を蓄積して貢献できる人材が必要な所属に配置する。

(別表)

上下水道企業職給料表(1)

職務 の級	職務(主なもの)		学歴・在級年数					
	現 行	見直し後	現 行			見直し後		
			高卒	短大卒	大卒	高卒	短大卒	大卒
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	8	6	3	8	6	3
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4/12	4/10	4/7	4/12	4/10	4/7
3級	1 主事又は技師	1 主事又は技師	9/21	8/18	8/15	8/20	8/18	8/15
4級	1 係長 2 主査	1 係長 2 主任 3 専門官	/					
5級	1 主幹 2 係長(困難)	1 課長補佐 2 上席専門官						
6級	1 課長又は室長 2 主幹(困難)	1 課長又は室長 2 主幹						
7級	1 次長 2 課長又は室長(困難)	1 次長						
8級	1 部長 2 理事 3 次長(困難)	1 部長 2 理事						
9級	管理者が指定する部長	管理者が指定する部長						

※中学卒は高卒+3年

※学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。

※在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。

上下水道企業職給料表(2)

職務 の級	職務		学歴・在級年数			
	現 行	見直し後	現 行		見直し後	
			中卒	高卒	中卒	高卒
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	9	6	9	6
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	相当の技能又は経験を必要とする職務	9/18	9/15	9/18	9/15
3級	高度の技能又は経験を必要とする職務	高度の技能又は経験を必要とする職務	15/33	15/30	10/28	10/25
4級	1 士長 2 副長 3 副長補	1 士長 2 副長 3 副長補	/			
5級	1 士長(困難業務) 2 副長(困難業務) 3 副長補(困難業務)	1 士長(困難業務) 2 副長(困難業務) 3 副長補(困難業務)				

※学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。

※在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。

イ 係長に対する給料の調整額の支給

係長に給料の調整額として10,200円を支給する。

ウ 期末手当・勤勉手当の役職加算の見直し

上下水道企業職給料表(1)適用者の期末手当・勤勉手当の役職加算を次のとおり見直す。

職務の級等	改正前	改正後
3級	役職加算なし	5%
4級係長※	5%	10%
6級	10%	15%

※4級の主任及び専門官については、5%とする。

(4) 在職者の給料の調整

査定昇給制度の見直し、在級年数の見直し及び職務の見直しに伴い、見直し後の制度の適用を受ける職員との均衡を図るため、在職者の給料の調整を行う。

ア 査定昇給制度の見直しに伴う号給の切り替え

平成30年1月1日昇給から実施し、見直し後の制度において査定昇給を受けたものとして再計算を行う。

イ 在級年数の見直しに伴う号給の切替え

見直し後の制度により再計算を行う。

ウ 職務の廃止に伴う級号給の切替え

見直し後の等級別職務分類表に基づき職務の級を切り替え、号給については、切替前の級への昇格がなかったものとして再計算した号給に切り替える。

(5) 級号給の切替えに伴う経過措置

給料月額経過措置

級号給の切替えに伴い給料月額が減額となる職員については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間に於いて、1年につき月額8千円の減額を上限とする段階的な経過措置を行う。

(6) 通勤手当に係る支給対象距離及び上限額の改定

自動車の交通用具を使用する職員の通勤手当に係る支給対象距離及び通勤手当の上限額を次のとおり改定する。

項目	改正前	改正後
支給対象距離	40kmまで	65kmまで
上限額	31,785円	50,885円

【交通用具に係る通勤手当の算定方法】

$$1 \text{ km あたりの距離単価} \times \text{交通用具の使用距離} = \text{通勤手当の額}$$

(7) 実施日

(1) 及び (4) ア 平成30年1月1日
上記以外 平成30年4月1日

人事・給与制度の見直しの影響額

1 行政職（大学卒モデル）・・・一般事務職、技術職等

(1) 主任昇任モデル（勤続年数15年4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
歳	年	円	円	円
25	3	197,100	197,100	-
30	8	241,800	250,500	8,700
40	18	342,200	351,800	9,600
50	28	376,500	378,200	1,700
定年退職時月額		380,200	380,200	-
生涯給与		222,057千円	225,210千円	3,153千円

(2) 専門官昇任モデル（55歳4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
歳	年	円	円	円
25	3	197,100	197,100	-
30	8	241,800	250,500	8,700
40	18	342,200	326,500	▲15,700
50	28	376,500	345,500	▲31,000
定年退職時月額		380,200	365,800	▲14,400
生涯給与		222,057千円	214,292千円	▲7,765千円

2 現業職（高校卒モデル）・・・水道整備士

副長補昇任モデル（経験年数25年4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
歳	年	円	円	円
25	7	194,300	194,300	-
30	12	218,800	218,800	-
40	22	280,100	283,200	3,100
50	32	312,300	315,500	3,200
定年退職時月額		335,800	346,200	10,400
生涯給与		200,762千円	206,097千円	5,335千円

※年齢、勤続年数及び給料月額は、4月1日現在（定年退職時月額を除く。）

※生涯給与には、給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当を含む。

4 第119号議案 水道事業会計補正予算(第2号)総括表

収益的収入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益	12,058,376	—	12,058,376
1 水道事業費用	10,157,812	4,917	10,162,729
1 営業費用	9,711,649	4,917	9,716,566
1 原水及び浄水費	2,140,243	1,068	2,141,311
2 配水費	1,008,857	257	1,009,114
3 給水費	509,631	504	510,135
4 受託工事費	29,079	53	29,132
5 業務費	570,375	206	570,581
6 総係費	756,583	2,829	759,412
7 減価償却費	4,373,662	—	4,373,662
8 資産減耗費	323,218	—	323,218
9 その他営業費用	1	—	1
2 営業外費用	436,644	—	436,644
3 特別損失	8,519	—	8,519
4 予備費	1,000	—	1,000
収支差引	1,900,564	△4,917	1,895,647

資本的收入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	2,002,056	—	2,002,056
1 資本の支出	7,803,137	801	7,803,938
1 建設改良費	6,598,631	801	6,599,432
1 浄水施設費	1,368,438	141	1,368,579
2 配水施設費	1,284,704	455	1,285,159
3 配水施設整備事業費	1,800,000	—	1,800,000
4 未給水地区無水源簡易水道事業費	114,978	—	114,978
5 水道施設統合整備事業費	1,879,513	205	1,879,718
6 新市庁舎建設事業費	9,449	—	9,449
7 量水器整備費	85,020	—	85,020
8 営業設備費	51,808	—	51,808
9 リース債務支払額	4,721	—	4,721
2 企業債償還金	1,038,162	—	1,038,162
3 投資	166,343	—	166,343
4 返還金	1	—	1
資本の収支不足額	5,801,081	801	5,801,882
補てん財源			
当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	395,500	—	395,500
損益勘定留保資金	3,135,311	801	3,136,112
減債積立金	113,514	—	113,514
建設改良積立金	2,091,775	—	2,091,775
基金積立金	64,981	—	64,981

5 第120号議案 下水道事業会計補正予算(第1号)総括表

収益の収入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	13,813,419	—	13,813,419
1 下水道事業費用	12,189,019	△ 3,178	12,185,841
1 営業費用	10,297,596	△ 3,178	10,294,418
1 管渠費	402,706	△ 338	402,368
2 処理場費	2,724,970	355	2,725,325
3 雨水排水費	141,280	18	141,298
4 普及奨励費	52,103	7	52,110
5 業務費	378,001	△ 604	377,397
6 総係費	476,042	△ 2,616	473,426
7 減価償却費	6,062,393	—	6,062,393
8 資産減耗費	60,100	—	60,100
9 その他営業費用	1	—	1
2 営業外費用	1,719,305	—	1,719,305
3 特別損失	171,118	—	171,118
4 予備費	1,000	—	1,000
収支差引	1,624,400	3,178	1,627,578

資本的收入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	10,790,606	—	10,790,606
1 資本の支出	15,347,190	△ 1,274	15,345,916
1 建設改良費	4,796,662	△ 1,274	4,795,388
1 単独公共下水道建設事業費	1,316,640	215	1,316,855
2 単独公共下水道雨水建設事業費	170,200	—	170,200
3 単独特定環境保全公共下水道事業費	38,900	—	38,900
4 補助公共下水道建設事業費	2,567,312	△ 1,525	2,565,787
5 補助公共下水道雨水建設事業費	342,500	—	342,500
6 污水改良事業費	324,965	36	325,001
7 新市庁舎建設事業費	6,299	—	6,299
8 営業設備費	24,658	—	24,658
9 リース債務支払額	5,188	—	5,188
2 企業債償還金	10,070,217	—	10,070,217
3 投資	174,911	—	174,911
4 返還金	305,400	—	305,400
資本の収支不足額	4,556,584	△ 1,274	4,555,310
補てん財源			
当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	210,375	—	210,375
損益勘定留保資金	2,667,388	△ 1,274	2,666,114
減債積立金	1,678,821	—	1,678,821